

島根地方最低賃金審議会 第433回会議 議事要旨

開催日時	令和5年8月28日（月）午前10時00分～午前11時00分（中断あり）		
開催場所	松江地方合同庁舎5階 共用第4会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席 5人	定数 5人
	労働者を代表する委員	出席 4人	定数 5人
	使用者を代表する委員	出席 5人	定数 5人
主要議題	1 島根県最低賃金の改正決定に係る島根地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について 2 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）		

議 事 要 旨

（主要議題1について）

- 1 賃金指導官が、本日の会議及び議事録は、島根地方最低賃金審議会運営規定第6条第1項但し書を適用し、会議は一部公開に、また同規程第7条第2項但し書及び第3項を適用し、議事録は非公開とし、議事要旨のみを公開とすることが第431回島根地方最低賃金審議会において決定されている旨を説明した。
- 2 賃金室長が、島根県最低賃金の改正決定に係る島根地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出の状況について、配布資料に基づき説明を行った。島根県自治体労働組合総連合、島根県労働組合総連合及び島根県医療労働組合連合会の3団体から異議の申し出があり、この後、島根県労働組合総連合及び島根県自治体労働組合総連合の2団体から意見陳述予定であること、また、これらの申出について審議いただくことを説明した。
- 3 労働局長が会長に諮問文を手交し、諮問を行った。
- 4 島根県労働組合総連合事務局次長及び島根県自治体労働組合総連合特別執行委員が、それぞれ異議申出による意見陳述を行った。
- 5 異議申出についての審議を行った後、会長が、挙手による採決を行った結果、全会一致で異議申出は棄却され、8月10日付け答申のとおりとすると議決された。
- 6 答申文案が了承され、会長が労働局長へ答申文を手交し、局長が謝辞を述べた。

（主要議題2について）

- 7 室長が、配付資料に基づき、特定最低賃金申出状況と審査結果について説明し、申出のあった6業種全てが要件を満たしているため、諮問を行う旨を報告した。
- 8 局長が、会長に諮問文を手交し、諮問を行った。

9 会長が、先立って行われた運営小委員会での検討結果に則り、審議会委員全員を委員とする必要性検討委員会を設置し、特定最低賃金改正決定の必要性の有無を審議する旨説明し、了承された。

(休会の後、必要性検討委員会が開催され、終了後、審議会が再開)

1 0 必要性検討委員会の報告文が了承され、答申文案を議決し、会長が局長に答申文を手交した。

1 1 答申を受けた6業種について、局長が会長に諮問文を手交し、調査審議の諮問を行った。

1 2 室長が、「改正決定の審議に当たっての専門部会委員の任命」と「審議会令第6条第5項及び第7項の議決」について説明し、提案どおり議決された。

1 3 室長が、特定最低賃金6件の改正決定に係る関係労使からの意見を求める公示を9月12日まで行う旨説明した。

1 4 会長が、次回の第434回島根地方最低賃金審議会について、会議、議事録ともに公開とする旨決定した。